

八日
佐世保鎮守府
司令長官

註
多數機ノ場合ハ前(三)項ノ識別行動ハ一部ノ
飛行機(隊)ノミヲ以テ之ヲ行フコトヲ指
ツ也加

佐世保鎮守府命令第三七九號

佐世保鎮守府命令

昭和十六年官房機密第一〇五四五號及本年
官房機密第一九六八號訓令ニ依ル本府防空
宿押所發端ノ工作物ニ對シ左ニ依リ試験ヲ
實施ス

一、委員長、委員、實施期日、實施要領等

委員長	委員	實施期日	實施要領
佐世保鎮守府司令長官	佐世保鎮守府各部下部長官	工學部、工部、官房機密第一九六八號訓令ニ依リ	兵部、陸軍省、海軍省、航空隊、地方官署等
官房機密第一九六八號訓令ニ依リ	官房機密第一九六八號訓令ニ依リ	官房機密第一九六八號訓令ニ依リ	官房機密第一九六八號訓令ニ依リ

二、部下部長官ハ委員長ノ勸諭ニ應ジ機密

九日
佐世係鎮守府
司令長官

ノ派山其ノ他訊始異處ニ協力スヘシ
ニ徒出(送付)番類

警類(送付)者(送付)先(送付)後(送付)知日
名(送付)者(送付)先(送付)後(送付)知日

真如 委 令 職 五 長施三日

万榮 員 關係各部 所安敷 則

訊 職 員 本 職 五

成 職 長 本 職 五

給了後成 兵裝公訊職
ルベク速 報(報告)ニ準
シテ取スルモ
ノトス

佐世係鎮守府日令第三六二號
左記ニ依リ電波探信機設置ヲ實施スベシ

一 目 的

(1) 電波探信機設置了着ノ後能同上

(2) 將來電波探信機ノ取扱指導ニ充ツベキ

下士官(教員)ノ養成

指導官同補佐官及同附

指導官 佐世係海軍醫備隊司令官
同補佐官 佐世係海軍中佐 吉野 綱

海 軍 三 三

<p>佐藤 海軍中尉 永井 博</p> <p>佐藤 海軍中尉 遠兵大(中) 網一名</p> <p>佐藤 海軍中尉 大 謙</p> <p>佐藤 海軍中尉 奥 山 輝</p> <p>同 同 山下 長一</p> <p>佐藤 海軍中尉 技手一名 工手一名</p> <p>佐藤 海軍中尉 下士官二(電信)</p> <p>佐藤 海軍中尉 下士官三(電信一、信務二)</p>	<p>三 坂 講習者</p>	<p>佐藤 海軍中尉 備隊中ノ電信係</p> <p>講習終了者(下士官三名技生八名)及</p> <p>佐藤 海軍中尉 通信隊日ノ講習終了ノ下士</p> <p>官(二名)</p>	<p>四 講習期間</p>	<p>自昭和十七年 十月十五日</p> <p>至昭和十七年 十一月十四日</p>	<p>五 講習事項</p>	<p>一 無線波採信機一臺取扱法</p> <p>二 式輕便及同短移動無線電信機並ニ</p> <p>九 二式特受信機ノ取扱法</p>
--	----------------	--	---------------	--	---------------	---

海 軍三四

(一) 關係無礙地圖ノ簡要
 (二) 無線電信法
 (三) 電信法
 (四) 見張及報告法
 (五) 其ノ他海軍見張所勤務員トシテ必ク
 (六) 前記諸項ノ外指導官ノ定ムル所ニ依ル
 (七) 報告、通報
 (八) 指導官ハ講習實施計畫ヲ定メ十月十四
 日迄ニ其ノ五通ヲ提出スルト共ニ講習
 關係各部ニ送付スベシ
 (九) 指導官ハ講習終了後講習實施經過ノ概
 要ニ所見ヲ添ヘ其ノ五通ヲ提出スルト
 共ニ講習關係各部ニ送付スベシ
 (一〇) 指導官ハ講習員ノ將來勤務上ノ参考ト
 ナルベキ講習考書(案)ヲ作製十一月十
 五日迄ニ五通ヲ提出スベシ
 (一一) 佐世保海軍工廠長ハ關係ノ指導官職務
 官及同附ノ官職氏名及派出可能見込日
 時ヲ十月十二日迄ニ指導官ニ送付スベ
 シ

海軍三五

十日一〇〇六
十日一三三〇

軍令部 陸軍部
第八師團 司令官
海軍部 司令官

敬啓 第一〇一〇六番電
昭和十七年十月十日

山本聯合艦隊司令官
谷本佐世保艦隊司令官
新見輝 海軍部司令官

水野 啓
二 指示

八兵ノ他
各艦長ハ指導官ノ指示ニ應ジ
シテ所要ノ働カスベシ
佐世保海軍工廠及佐世保海軍
加シ且佐世保海軍工廠所屬若
放ルベク同工廠側ノ要路ニ
中ノ艦長ハ適宜軍艦個兵ヲ
ノ聯合艦隊司令官ハ隊メ右
等敵氏名ヲ指導官ニ通知ス

海軍 三六

一號重油、二號石油、輕油

(四) 燃料ハ別表定額表定數ノ範圍内ニテ無
償交付ノコトトシ左ニ依リ供給ス

船長燃料ヲ受込マントスル時ハ別紙第

一號舊式ノ領收證二冊(日本石油共産

株式會社ヨリ受込ノ場合ハ茲述ノヲ作

製シ燃料及行動用消耗品供給所主任ニ

提出シ現品ノ交付ヲ受クルモノトス

但シ之ガ受込額單位ヲ重油ハ一噸一ニ

號石油、輕油ニアリテハ一噸一八五

トシ噸數ヲ附モサルモノトス

二行動用消耗品

(四) 行動用消耗品供給種別ヲ左ノ四種トス

二號内部礦油、二號外部礦油、糸屑、

古綿布

(四) 行動用消耗品ハ別表定額表定數(以下)

海 軍 三 八

費

ノ範圍内ニ於テ有價交付ノコトトシ左
 ニ依リ供給ス
 船長行動用消耗品ヲ受込マントスル時
 ハ別紙第二號舊式ノ領收證二冊（日本
 石油共産株式會社ヨリ受込ノ場合ハ三
 冊）ヲ作製シ燃料及行動用消耗品供給
 所主任ニ提出シ現品ノ交付ヲ受クルモ
 ノトス
 但シ之方受込領收證二冊内部備油、
 二號外部備油ハ「一八五」、糸屑
 ハ「一〇二五」一、草屑布ハ「一〇一〇」
 一トシ總數ヲ附セサルモノトス
 四 登壇法及報告
 在軍需品供給所主任ハ燃料費ニ行動用消
 耗品領收證全部ヲ其ノ部及所屬海軍軍需
 部ニ送付スルモノトス

海 軍 九

十一日 一〇〇
佐世保鎮守府
司令長官

十一日 一三三
佐世保防備隊司令官
大島防備隊司令官

機密第一一〇〇番電
信電令作第九六號
大島防備隊司令官ノ作戰指揮ヲ

(四) 佐世保海軍艦隊長ハ毎月頭則月中ノ行動用消耗品供給額ニ付其ノ船主任所氏名、品名、数量、單價、代價等ヲ調査シ之ヲ佐世保海軍艦隊長ニ通報スルモノトス

(五) 佐世保海軍艦隊長ハ前項ノ地報ニ依リ之ガ代金ヲ船主任ヨリ徴收スルモノトス

(六) 佐世保海軍艦隊長ハ毎月頭則月中ノ燃料及行動用消耗品供給額ヲ調査シ報寄スルモノトス

(様式、別表略)

海軍圖書

大海軍第一局長、海軍第一局長、

上日一〇一十一日一四五〇
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、

大分防備隊長、
大分防備隊長、
大分防備隊長、
大分防備隊長、
大分防備隊長、

野々

佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、

佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、

佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、

佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、

佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、

佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、
佐世保防備隊長、

線

線

線

第十一特別分 長 佐世保海軍省 令務局長 官共備局長 官南道給味司 長	第十一特別工作部 長	十月一七〇五 十一月二〇四八	機密第一〇一七〇五番電 九月中處理済船左ノ如シ 一インテイアノ一號二〇〇噸九月一日發裝 一南留艦ニア一マリベレス一岸坐艦中ノキノ フ外師一マニラ一ニ曳船一〇三噸需能ニ引 破セリ	一マニラ一號一五〇噸九月一日木炭舟廠岸 ニ坐艦セルヲ引師シ一マニラ一ニ曳航行工 ニテ使用一テユウイ一號一〇〇噸九月三日 噸發付船乗艦内ニ沈没ナルモノ九月三日 完全行揚十月十一日一キヤビウ一ニ曳航ノ 隊定	十月處理中船船左ノ如シ 一アフラヤット一號一〇〇噸引揚作乘八月 二十六日着手五號機前ニ沈没ナルモノ防檢 水工等繼續中
---	---------------	-------------------	---	--	---

海軍四三

七日
海軍大臣

十一日
（第二海軍總司令部）
（司令官）

「サマール」號一三〇三噸敵商船九月二十
五日着于ス「マニラ」港内ニ沈没セルモノ
調査ヲ開始セリ

自所發密第一二六二七號
兵器貸與ノ件訓令
文

佐世隊海軍軍需部ヲシテ同部在庫ノ左記兵
器ヲ飛車丸用トシテ第二海軍總司令部ニ
貸與セシムヘシ

九二式七程七原裝機銃
三脚架
附屬具共
一基

同 普通彈藥包 六〇〇個
同 曳張彈藥包 六〇〇個
同 徹甲彈藥包 五〇〇個
三八式小銃、附屬具共 五挺

海軍四三

十一日
佐世保鎮守府
司令官

十一日
佐世保鎮守府
司令官

彈藥包

三五〇〇
文

機密佐世保鎮守府命令第三八三號

文

佐世保鎮守府命令

一 相浦捕虜收容所管卸者ヲ佐世保海軍管轄

隊司令官ニ指定ス

二 佐世保第二海兵團長ハ佐世保海軍管轄隊

司令官ニ協同ノ上捕虜收容所ノ一部ヲ佐

世保第二海兵團外に出頭ニ使用セシムルニ

トシ得此ノ場合佐世保第二海兵團長ハ捕

虜收容所ノ警戒保安ニ關シ佐世保海軍管

轄隊司令官ニ協力スヘシ

文

機密佐世保鎮守府命令第三八五號

文

佐世保鎮守府命令

第二十一海軍航空隊長及佐世保海軍航空隊

海軍第四

十二日〇九三〇
佐世保留守府
司令長官

十二日 一六一五
能登呂長、萬丸、
辰和丸各監督

機密第一二〇九三〇番電
信電令第一二號

司令ハ左ニ依リ航本機密第一一九五二號ノ
空中機送ヲ實施スベシ
一、空機區分及擔任
五五九乃至五六一及五六五 第二十一海軍機區
五六二 佐世保海軍機區

二、實施要領

左ノ外隊長及司令ノ定ムルトコロニ依ル
作全機區區員機送等ノ爲機送機ヲ使用ス
ルトコトヲ俾

四、空機區定ヲ定メ報告（通報）スルモノ
トス

六、所要機密ハ昭和十六年官房機密第一二
六六三號ニ依ル

機密 第一二〇九三〇番電

海軍 第四五

<p>九月、平賀丸、北友丸、昭鏡丸、第二丸、東丸、とよさ丸、各船長 (大海第一船長)</p>	<p>十二月二二〇〇 十二月 一三〇〇 佐世保防備隊出 司令官 (新大島防備隊、大島防備隊)</p>	<p>十二月二二〇〇 十二月 一四四五 佐世保防備隊 司令官(平島)</p>	<p>十二月二二〇〇 十二月 一五〇〇</p>
<p>特務船及特設特務艦船ニシテ他艦隊、隊守府又ハ霧輪防備隊海面又ハ之ニ準スル海面ヲ出入若ハ越航スル場合ハ其ノ行動ニ付隊メ所管艦守府、警備府又ハ艦隊長自ニ通報シ具ノ指示ニ従フベシ</p>	<p>機密第一二二〇〇番電 佐世保鎮守府命令第三六九號ニ依ル本府第二回防空教練實施期日ヲ十月十五日トス</p>	<p>機密第一二一三〇二番電 平島ヲ半ヒ明字丸ヲ渡備上海ニ同ケ伊萬里灣渡 一三〇〇</p>	<p>機密第一二二二二〇番電</p>

海軍西六

新竹海軍航空
司令部
馬公海軍附屬隊隊長

佐世保海軍附屬隊隊長
佐世保海軍附屬隊隊長
佐世保海軍附屬隊隊長

敵舟上留水艦見ユ
高貴角ヨリノ方位五三度、距離二九三哩、
針角一八〇度、爆力八部ハ空襲機一機機一
一一五)

十二日二六三〇
佐世保海軍附屬隊
司令部

佐世保海軍附屬隊
司令部
佐世保海軍附屬隊
司令部

敵機第一二一六二〇番電
敵機令作第九八號

無標

大津海軍附屬隊
佐世保海軍附屬隊
佐世保海軍附屬隊
佐世保海軍附屬隊

十二日一一二〇新竹空襲機ハ泉州一二
五度五一分北緯二八度一分ニ墜落水艦
ヲ発見セリ
佐世保海軍附屬隊司令部官ハ機ヲ見派シ大
島防備隊司令ハ艦艇、航空機ヲ派遣シ之
方油湯擊滅ニ仕セシムベシ

線

十二日二八三〇
佐世保海軍附屬隊
司令部

敵機第一二一八三〇番電
敵機令作第八六號

線

海軍四七

海防副官	佐世保大船防副官 佐世保大船防副官 佐世保大船防副官	空輸機ノ助報ニ依レハ十二日一一一五島 有月ノ五三辰二九三辰ニ敵潜水艦一隻對 頭一八〇辰越乃八龍ニテ航行中ヲ斃死 モナク潛没セリ 三島島ハ右船編ニ録行ノヲ備湯擊滅スベシ
大島防衛隊司令	十二日一九二〇 十二日 三〇五〇 佐世保大船防副官 佐世保大船防副官 佐世保大船防副官	機密第十一九二〇番電 電令作第一九號 其ノ艇ハ敵機動偵察偵電令作第九八號ニ 依ル敵潜水艦ヲ撃滅一二六度北緯二六度ヲ 越過トシ東四百三〇度ヲ象敵機動場シ南トス ベシ
大島防衛隊司令	十二日二〇〇〇 十二日 二二二五 佐世保大船防副官 佐世保大船防副官 佐世保大船防副官	機密第十一二二一〇番電 電令作第二〇號 長ノ艇ハ直ニアールセンサナリノ隊定航線

海軍 四八

<p>(備載司令目)</p>	<p>諸ノ前程ニ因テ同航路ヲ及航依邊信電令作 第九八號ノ敵潛水艦ヲ築敵留滯シツ十三 日十一時島島ノ四三〇津附近ニ於テ往及 陸海艦隊ト合同スベシ</p>	<p>無</p>	
<p>十二日二〇四〇 大島防衛隊司令</p>	<p>十二日二一五〇 佐世保海軍航空隊 河津隊連隊指揮官</p>	<p>偵察第一二二〇四〇番電 電令作第二一號</p>	<p>無</p>
<p>(佐世保鎮守府司令) 佐世保鎮守府司令 防衛隊司令官</p>	<p>佐鎮信電令作第九八號ニ依ル敵潛水艦ニ對 シ基點ヨリ二五〇度ヨリ二〇度ノ扇狀區間 ヲ索敵攻撃シ得ル如ク行動セヨ</p>	<p>無</p>	
<p>十一日二〇三〇 大島防衛隊司令</p>	<p>十一日二二一〇 佐世保鎮守府司令 佐世保鎮守府司令官</p>	<p>偵察第一二二〇三〇番電 佐鎮信電令作第九八號ニ依 ル敵潛水艦捕獲 ノ為第二號艇孔及 陸海艦隊ヲ率ヒ 相和波</p>	<p>無</p>
<p>島嶼、懸崖、洞窟、 各處に偵察隊を 派遣し、航空隊 も協同して、 偵察を行はせし む。</p>	<p>海軍 第四 編</p>		

十日 横須賀守府	十二日 横須賀海軍醫院	知林守府、佐藤、横須賀、長、津、部、長、津、部、長、津、部、長	横須賀第一三四號ノ一一七	付屬交領遊ニ渡送ノ件申遊	又
度	同	同	記	一、惟、病、者、十、四、名	横須賀海軍病院ニ引渡同院ニ収容セシム
二、安、臥、間、者、五、名	大、船、仔、勝、取、番、所、ニ、送、送、シ、同、所、ニ、収、容、セ、シ	五	三、右、以、外、ノ、者、二、百、四、十、六、名	左、ノ、要、領、ニ、依、リ、佐、重、深、ニ、渡、送、シ、佐、重、深、深、	守、府、ニ、引、渡、ス、モ、ノ、ト、ス
組、別	山、根、月、日	同、上、時、刻	佐、重、深、月、日	同、上、時、刻	管
船、組、十、月、十、一、日、一、一、二、一、十、月、十、二、日、二、〇、四、七					

海軍

第二組十月十一日 一六〇〇十月十三日 〇五三四 文

十二日
佐世保鎮守府
司令長官

佐世保鎮守府命令第三八一號

佐世保鎮守府命令

佐世保海軍部備隊司令官ハ雄士官一名、卜
士官兵一〇名ヲ相舊水源地ニ徵道シ河水源
地工學ニ使用中ノ抽揚ノ施設ニ任セシムヘ
シ

十二日
佐世保鎮守府
司令長官

佐世保鎮守府命令第三八六號

佐世保鎮守府命令

佐世保鎮守府漁船特定贈就表別冊ノ贈還ム
別冊ノ使用開始期日 昭和十七年十月十五日

(別冊 贈)

十二日
佐世保守府陸隊各隊長

佐鎮密第三〇〇號ノ八八ノ二

艦船ノ定例検査証ニ特定修補
ニ關スル件申進

自題ノ件ニ關シ海軍省軍務局長ヨリ別紙ノ
申進有之候條了知相成度

(別紙)

軍務三機密第一〇八號

昭和十七年十月五日

海軍省軍務局長

各鎮守府參謀長

各艦隊司令部參謀長

各編隊司令部參謀長

艦船ノ定例検査証ニ特定修補

件ニ關スル件申進

自題ノ件ニ關シ各分ノ同左記ノ進修ノ

トニ定メラレ候

記

文

海軍

十三日
佐世保鎮守府
司令長官

一、定例検査

(1) 艦船造修規則第二百五條ノ規定ニ依
ル定例検査實施計畫ハ符ニ指示スル場
合ノ外提出ヲ要セス

(2) 鎮守府司令長官又ハ備備府司令長官ハ
在籍艦船ニ就キ定例検査ノ必長ヲ認メ
タルトキハ其ノ都度海軍大臣ノ認可ヲ
受ケ之ヲ實施スルモノトス

二、指定修理

艦船造修規則第二百八條ノ規定ニ依ル艦
船指定修理施設ハ符ニ指示スル場合ノ外
提出ヲ要セス

佐世保鎮守府命令第三九〇號

佐世保鎮守府命令

一、東支那海及南西諸島附近海面敵艦、敵機

海

軍五三

										海軍 第五四	
下 腕 市	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸	日 之 山 丸
第 十 六	第 七	第 六	第 五	第 四	第 三	第 二	第 一	第 十 三	第 十 二	第 十 一	第 十
寺 田 辨 平	藤 田 善 太郎	太 田 勝 一	田 平 春 吉	中 邊 綱 藏	松 江 六 松	橋 田 清 次	松 江 末 松	星 克 典 四 松	松 江 末 松	星 克 典 四 松	星 克 典 四 松
機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三	機 銃 二 挺 三 八 式 小 銃 三

<p>下藤市 第七十一 信州丸 中層吉太郎 九二式機銃 信號火筒五 三八式小銃二</p>	<p>下藤市 第七十二 信州丸 杉本剛之助 同 右</p>	<p>下藤市 第七十三 信州丸 山下高重 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第七十四 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第七十五 信州丸 保藤啓三郎 九二式機銃一 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第七十六 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第七十七 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第七十八 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第七十九 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十一 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十二 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十三 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十四 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十五 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十六 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十七 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十八 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第八十九 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十一 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十二 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十三 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十四 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十五 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十六 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十七 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十八 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第九十九 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>	<p>下藤市 第一百 信州丸 野村信男 三八式小銃三 信號火筒四</p>
--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

海軍五

女崎甘 延組	赤井丸 東根三郎 信號火筒四	此元高縣 甲不野 本前原 榮組台	第三 丸 野元 信吾 麻式機銃一三八式小銃三 信號火筒五	此元高縣 岸不野 萬平源 榮組台	第三 丸 畠中徳市 三年式機銃一三八式小銃三 信號火筒五	此元高縣 院崎町 漁業協 同組合	第三 丸 町頭孝内 麻式機銃一三八式小銃三 信號火筒五	此元高縣 切石漁 業組合	第三 丸 谷上幸太郎 右	待殊漁船乗員ハ海軍軍屬トシ左ニ依リ海 軍ノ作戦ニ協力ス	信號料ハ特定數章ニ限り無償支給シ民間
-----------	----------------------	---------------------------	---	---------------------------	--	---------------------------	---	--------------------	-----------------------	--------------------------------	--------------------

海 軍 五七

十日

海軍大臣 各縣守府司令長官

(初須賀、蘭山各
縣司令長官)

官房秘書第一二七六〇號

訓令 對縣別縣指揮官廳管轄行ノ件

又

ニ於テ關連困難ナル酒純品ハ符定ノモ
ノニ限リ有價官給トシ特配地ハ別ニ指
定ス

四 昭敷監視區域、昭敷監視區域ニ伴職上
ノ要職ハ別令ス

ハ漁獲物ハ實物地又ハ然テ特配地ニ於テ
一部ヲ優先的ニ海軍ニ於テ有價取扱ス

領須賀縣守府司令長官ハ領須賀、蘭山各縣
軍艦浦學校ヲシテ左ノ各號ニ依ル對縣別縣
指揮官廳管轄行ヲ履行セシムベシ
所屬長官ハ第五號ノ管轄員ヲ派遣スルトテ
ニ其ノ官職氏名ヲ各同毎ニ隨官廳類ノ五日

海 軍 五 八

<p>期迄ニ所定ノ向ニ進級スベシ</p>	<p>目的</p>	<p>特修科（尉任）學生教練ヲ辭サレ得ル者 尉、准士官又ハ隊士官ニシテ尉任別隊 指揮官ニ任ぜラレタル者既ハ隊員隊定者 ニ對シテ隊空別隊指揮官法ヲ習得セシムルニ 在リ</p>	<p>二期 間</p>	<p>第一回 至十一月月中旬</p>	<p>第二回 至十二月月中旬</p>	<p>第三回 至一月月中旬</p>	<p>（備考）前管開始終了期日ハ各特修官所 定トス</p>	<p>特修班別及特修場所</p>	<p>甲班（對艦對空別隊指揮官班）領須賀</p>
----------------------	-----------	--	-------------	--------------------	--------------------	-------------------	--	------------------	--------------------------

海 軍 五 九

海軍砲術學校	乙班 (陸上防空砲發射指揮官配属)	砲術習指揮官	甲班 横須賀海軍砲術學校	乙班 函山海軍砲術學校	兵隊 習員	砲術 (各班) 横須賀、大、佐世保各砲術守府五名乃至八名、海軍砲術守府三名乃至四名ヲ標準トス	六 砲術彈藥 (砲習員一人三對スル數ヲ示ス)	八 砲術角砲彈藥包	一 三社砲術曳眼彈藥包	四 普通彈藥包	二〇 砲術	砲習員ニ對スル旅費ハ砲習開始ノ前日領
--------	-------------------	--------	--------------	-------------	-------	--	------------------------	-----------	-------------	---------	-------	--------------------

海 軍六〇

十四日 〇八
海軍大臣

十五日 〇九〇〇
佐世保鎮守府司令
長官 第一 附選
隊司令長官

須賀（山）着終了日同地敷トシ請求文
ヲ候テ別添配付ス

機務第一四一四〇八番電

佐世保海軍工廠ヲシテ第百一海軍工作部トス

協力第十二遊信隊第三分遣隊ニ九二式三號

遊信機一（整流機共）、九七式米音變調

機、九五式短波送信機一（整流機共）

九五式送信機一（整流機共）、九三式

一號方位測定機陸上用各一組及九三式短方

位測定機一組ヲ至急整備備セシムベシ

所要器材ハ昭和十六年十二月十六日官房發

第第一一九八三號訓令ニ依リ準備セラルモノ

ノ一部ヲ充塞スルモノトス

供給兵器ニ關シテハ海軍編成本部長ヲシテ

直接佐世保海軍車雷部長ニ通底セシム

海軍

十五日 佐世保鎮守府 司令長官	十五日 佐世保鎮守府 司令長官	佐世保鎮守府 司令長官 海軍 鎮守府 司令長官 海軍 鎮守府 司令長官 海軍 鎮守府 司令長官	十日 海軍大臣	十五日 佐世保鎮守府 司令長官	(須賀)司令長官	資料カワクヌー〇ハ線ノ別送既付録録内支 辨	機密第一、五一四一五番電 備電令作第九九號	一八〇〇以彼備電令作第九八號ノ任務ヲ解 ク	官房機密第一二七九二號	佐世保海軍工廠ヲシテ自艦ノ件左記ニ依リ 施行セシムベシ	海軍六二
-----------------------	-----------------------	---	------------	-----------------------	----------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------	--------------------------------	------

一、工部省領

左ノ工部ヲ施行スルモノトシ許細ニ附シ又
 安スレバ海軍艦隊本部長ツシテ直接佐官
 海軍工廠長ニ即座セシム
 (イ) 後部上甲板ニ別函發領ニ依リ一三米管
 型運員船一隻ノ拾収装置新設
 (ロ) 魚雷八本陸揚
 (ハ) 單艦式大抽海兵一組陸揚
 (ニ) 潜水水壓杖下機位置變更(石敷ノミ)
 (ホ) 艦雷手筒投下蓋ヲ取外式ニ改正(石敷
 ノミ)
 (ヘ) 石敷ノ新設ニ關聯シ艦表及兵務ノ一部
 改廢ヲ行フ

二、兵務

兵務ニ關シ安スレバ海軍艦隊本部長ツシ
 テ直接佐官海軍軍需部長ニ即座セシム

三 完 成 期

今期損傷復舊工事期間

目 録

臨時軍事費 臨時軍事費 造備遺兵及修

理費 遠修費イ一(道) (能) (水)

(道) (線) 別送配付隊算内支辨トス

(別 圖 略)

機務佐世保守用命令第三八九號

とよさか丸船長ニ指示

一、とよさか丸ハ左ニ依リ入船及取備品ノ

送取ニ備給任務ニ従事スベシ

佐世保船長 十月二十日平備出来次第

四四船 嶺 嶺海、皆島、門司

三門司船何後尾ノ進(同島船渠)ニ同航人

乗及中間検査履行ノ上概本十月二十日迄

十五日
佐世保守用
司令長官
(關係各船)

<p>十六日一五〇〇 第五艦隊司令官</p>	<p>十六日一七〇八 佐世保鎮守府司令官</p>	<p>十六日一七〇八 大島防備隊司令官</p>	<p>十六日一七〇八 佐世保防備隊司令官</p>	<p>十六日一七〇八 佐世保防備隊司令官</p>	<p>十六日一七〇八 佐世保防備隊司令官</p>	<p>十六日一七〇八 佐世保防備隊司令官</p>	<p>十六日一七〇八 佐世保防備隊司令官</p>	<p>ニ歸投スヘシ</p>	<p>六有働ヲ隊定シ報告スヘシ</p>	<p>四山崎前鎮守府ニ出張シ航路ノ指示ヲ受クベシ</p>	<p>國籍不明ノ信水艦一隻見ユ</p>	<p>東經一二七度三五分北緯二八度三六分</p>	<p>機密第一六一五五〇番電</p>	<p>信電令作第一〇〇號</p>	<p>十六日一四三〇 第五艦隊司令官 東經一二七度三五分北緯二八度三六分ニ敵潜水艦ヲ発見セリ</p>	<p>佐世保防備隊司令官ハ大島防備隊司令官ヲシテ艦艇、飛行機ヲ以テ遠シ之ヲ捕撈セシムヘシ</p>
----------------------------	------------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------	---------------------	------------------------------	---------------------	--------------------------	--------------------	------------------	--	--

海軍六五

(第一海上護備隊)

十六日

佐世保鎮守府第一號與東丸船長
司令長官 (護備各員)

佐世保鎮守府命令第三九一號

第二號與東丸船長ニ指示

一、第二號與東丸ハ左ニ依リ人員及軍需品ノ

輸送並ニ船艙仕務ニ従事スベシ

二、佐世保船長 十月十八日準備出来次第

佐世保船長 任務終了次第ハ備本十一月

十八日迄

六、同 船 長 吉仁屋、馬公、三郎、松林

尚志、八幡

六、行務ヲ決定シ報告スベシ

三、田澤則鎮守府ニ出張シ航路ノ指示等ヲ受

クベシ

十六日一七四九十七日〇九一五

海軍省軍務局長佐世保鎮守府参謀

佐世保第一六一七四九番電

軍艦「マタハリ」號ハ日輪丸ト命名佐世保

<p>第十七日 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部</p>	<p>十七日 海軍大臣 海軍省 海軍部 海軍省 海軍部 海軍省 海軍部</p>	<p>十七日 海軍大臣 海軍省 海軍部 海軍省 海軍部 海軍省 海軍部</p>
<p>保ニ於テ速ニ整備ノ上海軍省配屬特設選給 船(乙)(佐藤所管)トモラルルル 買地ニ到着セバ商賣ノ上急備完取付元期日 知ラサレ廣訓令ハ別添手繪</p>	<p>官房表番第一二八六二號 特設選給船ニ光學兵器供給 ニ選納ノ件訓令 所屬海軍軍需部ヲシテ自題ノ件別紙第一(特 設選給船甲)及別表第二(特設選給船乙) ニ依リ快給既ニ選納セシムヘシ (別表一)</p>	<p>官房表番第一二八六九號 兵器供給ノ件訓令 佐世保海軍軍需部ヲシテ左記兵器ヲ廣東辦 備</p>

海軍大臣

<p>十四日</p>	<p>第十三日 第二十三号加 根藏越司令</p>	
<p>十七日</p>	<p>第十七日 根藏越司令 海軍總務本部長 海軍總務局長 海軍總務第三部長 海軍總務第三部長</p>	<p>海軍總務本部長 海軍總務局長 海軍總務第三部長 海軍總務第三部長</p>
<p>官房機密第一二九五三號</p>	<p>二三符根機密第二〇號ノ三九ノ二 海軍總務本部長 海軍總務局長 海軍總務第三部長 海軍總務第三部長 （別紙略）</p>	<p>官房機密第一二九五三號 二三符根機密第二〇號ノ三九ノ二 海軍總務本部長 海軍總務局長 海軍總務第三部長 海軍總務第三部長 （別紙略）</p>

海 軍 六 八

海軍大臣 佐賀 長官 府司官

引揚船一トエボノールヲ特設
運送船ハ給油一乙トシテ整備
ノ件訓令

佐世保海軍工廠ヲシテ自題ノ件左記ニ依リ
施行セシムベシ

一、工學長領

昭和十六年度出師準備計費支領書ニ準ジ
留庫スルモノトス

向時油ニ關シ要スレバ海軍工廠政本部長ヲ
シテ直接佐世保海軍工廠長ニ筋戻セシム

二、所安兵器

海軍工廠政本部長ヲシテ直接佐世保海軍
工廠長ニ筋戻セシム

三、試 験

昭和十六年八月二十六日官房被添第七七
三二號訓令ニ依ル試験ト同長領ニ依ル

海 軍六九

四 完 成 期	成ルベク巡ニ	又
五 目 録	臨時軍學費 臨時軍學費 遣船遣兵及修 費 遣修費ニ(船) (機) (備) (水) (電) (線) (航) (光) 別送配付簿鼻 四 支辨トス	又
六 附 記	本工部外 外部造船所ニ委託スル口トヲ得	又
軍務一機審勢七八八號	防空實地間ニ於ケル軍用機 (機) 備機ヲ 含ム) 以外ノ航空機機別別ニ航空官制 ニ關スル件申進	又
首題ノ件關係各省協同ノ結果別紙ノ助定メ ラレ十月十五日ヨリ實施セラレ候條必妥ノ辦		

十五日 海軍省軍務局長

十七日 各留守府、各守備府各參謀長

(聯合協定、第四) (總聯合參謀長)

同ニ通知方可然取計相成度

(別紙)

防空實施間ニ於ケル專用機(敵艦機ヲ
含ム)以外ノ航空機識別並ニ航空官制
ニ關スル件

第一 防空實施間ニ於テハ專用機(敵艦機
ヲ含ム)以外ノ航空機ハ左ノ各款ニ依リ
航空ヲ行フモノトス

一 帝國内ノ防空實施中ノ區域内ヲ飛行ス
ル場合ニ於テハ飛行高度(地表面又ハ
水面ヨリノ高度)以下之ニ同ジハ二〇
〇米以下五〇〇米以上トシ然アル場
合ハ無受ナキ限り雲下ヲ飛行スルモノ
トス

前項ノ區域ニ海上又ハ陸域其ノ他防空
ヲ實施セラレザル區域ヨリ近接又ハ過
入スル場合ハ其ノ外方約四〇浬以上

海 軍

飛行高度一〇〇〇米以下五〇〇米
 以上トシ晝間ニ在リテハ度々幾ツ左右
 ニ振りテ傾斜三〇度内外以下之ニ同ジ
 又ハ顯著ナル蛇行運動ヲ行フモノトス
 彼同ニ在リテハ旋空（標識）燈ヲ點シ
 且屢々之ヲ縮減又ハ倍増燈ヲ以テ點停
 ツ運送スルモノトス
 一 防空實施中ノ區域内ノ別ニ指定スル軍
 要部等ノ區域ノ上空ハ已ムヲ待ツル
 場合ノ外飛行セザルモノトス
 軍機保護法ニ依リ許可ヲ得タルモノト
 雖モ防空實施中ノ區域内ノ要部地帯又
 ハ軍港區域等ノ上空ノ飛行モ亦前項ニ
 同ジ
 前二項ノ地域ノ上空ノ飛行ニ付テハ該管
 ヲ待飛行スル場合ト雖モ其ノ外方約四

○料以上ヨリ飛行高度一〇〇〇米以下
 五〇〇米以上トシ晝間ニ在リテハ屢々
 與ツ左右ニ振リ又ハ顯著ナル蛇行運動
 ツ行フモノトス
 夜間ニ在リテハ航空機標識燈ヲ滅シ
 且屢々之ヲ點滅又ハ倍速燈ヲ以テ警告
 ツ運送スルモノトス
 二機以上近接シテ飛行スル場合ニ於テ
 ハ一機第二項及前項第三項後段ノ運動
 ハ其ノ一機ノミ之ヲ行フコトヲ得
 四 岸上ニ於テ帝國海軍艦船ニ運送シタル
 聯合ニ於テハ一機ノ識別運動ヲ行ヒツ
 ツ直ニ之ヨリ離隔スル如ク行動シ且又
 岸ナキ限リ飛行高度一〇〇〇米以下
 三下ケ飛行スルモノトス但シ給二〇料
 以上ヲ離隔シ飛行スル場合ニ於テハ飛

海 軍 七 三

行向度ヲ假下ヤサルコトヲ得
 五、一號又ハ二號ニ規定スル機取又ハ機取
 ヲ飛行マントスル場合ニ於テハ隊メ左
 記ノ諸件ヲ防衛總司令部、關係アル軍
 司令部、鎮守府司令長官及警備府司令
 長官（以下陸海軍指揮官ト稱ス）ニ照
 會シ承認ヲ受クルモノトス其ノ機取ヲ
 變更セントスル場合亦同シ但シ常駐飛
 行場周邊ニ（）符以内ニ於ケル日常試験
 又ハ訓練ノ飛行ニ在リテハ此ノ限ニ非
 ラス
 一、就第二項ノ場合ニ在リテハ與ニ關係
 アル地方長官（東京府ニ在リテハ警備
 總監、關東州ニ在リテハ關東州長官
 俾太ニ在リテハ俾太長官、南洋群島
 ニ在リテハ南洋總長官）ニ通報スルモ

海 軍 七 四

ノトス

五 記

イ、飛行ノ目的

ロ、飛行ノ日程

ハ、機種（又ハ機助機数、機数、大甲
小艇ノ區別等）、機数

ニ、隊定航路（夜着返ニ主要通過地點
及各地ノ隊定時刻）

ホ、曲報先

飛行中事故ニ因リ一機、二機及四機ニ
走ムル識別運動ヲ行ヒ得ザル場合ハ其
ノ冒險係ノ間ヘ速報スルモノトス

六、助空機報急命令間ハ其ノ機令地取内ニ於
ケル飛行ヲ禁ス但シ關係海軍機報急
ヨリ特ニ指示シタルモノハ此ノ限ニ非
ラス

文

海軍

前項ノ防空警備命令ノ際在空スル飛行機ハ邊ニ敵機ノ飛行場ニ着陸シ所管陸軍軍備隊自ノ指示ヲ請フヘシ

七 一般ノ航空ハ萬一ムフ待サル場合ノ外機不定期航空隊ニ依ルモノトス

八 陸海軍ヨリ設リテ攻撃(照別ヲ言ム)ノ受ケタル場合並同ニ在リテハ機ヲ左右ニ振り着ハ無遠ナル旋回ヲ行ヒ又ハ兩者ヲ併用シ夜間ニ在リテハ航空機ハ縦機ヲ短行ヲ短行スルモノトス

但シ二機以上短機シテ飛行スル場合ニ於テハ並同ノ識別運動ハ其ノ一機ノミ之ヲ行フコトヲ得

九 專用機(偵察機ヲ言ム)以外ノ航空機ハ別ニ定ムル所ニ依リ機體ニ特定ノ標

海 軍 七 六

<p>識ヲ附スルモノトス 第三 本件ハ關係ノ必要者以外ニ告知セザルモノトス (附) 本件ハ附稱十七年十月十五日ヨリ之ヲ實施ス</p> <p>文</p>	<p>十九日二〇三〇 十九日 一一四五 隊 宛 丸 佐世保留守府</p> <p>秋歐借水艦ノ留駐ヲ又ク(魚雷艇一本)沈没ノ虞アリ 衆船一二六度四六分北緯二六度四〇分</p> <p>線</p>	<p>十九日二〇三五 十九日 一一五五 隊 宛 丸 佐世保留守府</p> <p>秋歐借水艦ノ留駐ヲ受ク魚雷艇五本出番ナシ 衆船一二六度三四分北緯二六度三五分</p> <p>線</p>	<p>十九日二〇〇〇 十九日 一三五五 佐世保鎮守府 佐世保防衛隊</p> <p>偵察第一九一二〇〇番電 偵察令作第一〇一號</p> <p>線</p>
---	---	---	---

海軍第七

司令長官	司令官、大島防備隊、佐世保海軍、船長、沖田派海軍	一、伏見丸八十九日一一〇〇東経一二六度三 四分北緯二六度三五分ニ於テ敵潜水艦ノ 追跡ヲ受ク 大島防備隊司令ハ艦艇及魚雷艇ヲ派シ 之ヲ捕撈撃滅スヘシ	十九日 一四四五 佐世保守府 司令長官	十九日 一五三六 佐世保海軍 沖田派海軍 佐世保防備隊 司令官	敵艦第一九一四四五番電 沖田派海軍飛行機ハ敵刀頭潜水艦ヲ刺撃(連 撃)シ以撃セヨ	十九日 一三三五 佐世保海軍 佐世保守府 司令官	十九日 一七四五 佐世保守府 大島防備隊 司令官	敵艦第一九一三三五番電 一三一四馬場(久米島)ノ西一〇度ニ敵ノ 潜水艦浮上ヲ發見雄刀ヲ撃ケテ致隊中ナリ	機 機 機 機 機 機
------	--------------------------	---	---------------------------	---	--	-----------------------------------	-----------------------------------	---	-------------

海 軍七八

十九日一七〇番 十九日二四〇番
須賀守尉 佐佐保鎮守尉助官

佐佐保第一九一七〇番電
仔房（赤刺宿）二十六日退院ノモノ一五名ハ下
三日真地宿ノ後一二十日一四〇八番二十
一日二〇四七買地宿ニテ送ル受取方手配ラ
乞フ

十九日
特能保守尉 佐佐保鎮守尉助官
町長 長島

佐佐保第一九一〇號ノ五三
件房引致ノ件通知

東泉丸便ニテ昭南港ヨリ送致シ來レル左記
仔房二名ヲ十月九日船ノ浦仔房收谷所ニ取
谷取候

氏 名 年 齢 職 記 學

アルハト・チャールズ・カ
ールストム 四八 英國 剛マタハリ 船長

ストニー・バットレー 五二 同 ストレート汽船會社海
務監督

海 軍 七 九

十四日 佐世保第一海兵隊長
十九日 佐世保鎮守府司令官

十九日 佐世保鎮守府司令官

佐一海團機密第一八號ノ一二八

俘虜受領ノ件報告

横濱機密第一三四號ノ一一七ニ依リ捕虜實
海軍醫團隊ヨリ當地ニ移送シ來レル米國人
俘虜二四六名ヲ左記ノ通當處ニ於テ受領ノ
上相島俘虜收容所ニ收容済ニ有之候

記

組別	佐世保降着日時	員數
第一組	十二日	二二五六
		一三〇
第二組	十三日	〇五四四
		一一六

機密佐世保鎮守府命令第三九二號

佐世保鎮守府命令

別紙要領ニ依リ佐世保鎮守府第一向對部外
(特殊漁船)聯合通信訓練ヲ實施ス

海軍八〇

(別紙)

佐世探偵守府第一回封部外
聯合通信訓練實施要領

一、實施期日

自昭和十七年十一月十二日 〇八〇〇

至昭和十七年十一月十三日 二二〇〇

但シ右期間ハ訓練參加艦船及両參加佐世

探偵守府各部ノ電報發信期間ヲ示スモノ

トス

二、主要訓練研究項目

①海軍部外艦船ノ通信法

②敵情報告法

③艦艇作製識別法及暗號鑒取法

④無線通信法

⑤電波官制、同符受電區法

⑥通信船通信法(必安ニ關シ)

番